

谷本公園 特記仕様書

1 概要

所在地	青葉区下谷本町31-10
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>東名高速道路横浜青葉インターチェンジに近接する地区公園で、南エリアは、有料施設であるサッカー・フットサル専用の球技場の他、ニュースポーツ広場やビオトープを設置しています。北エリアは暫定整備された多目的運動広場があり、プロ野球発足 80 周年を記念して日本野球機構からベース・ウォールが寄贈・設置されています。</p> <p>令和4年4月、横浜青葉ジャンクションの高架下を活用し、高架下エリアが拡張され、庭球場と多目的運動広場が整備されました。</p> <p>令和5年3月、北エリアにトイレが整備されました。</p> <p>令和5年7月（予定）、球技場ナイター照明のLED化を行います。</p> <p>令和5年10月（予定）、球技場人工芝の更新を行います。</p>
面積	33,777㎡（地区公園）
有料施設	<p>(1) 利用対象施設 球技場</p> <p>面数 1面</p> <p>現行の利用料金 サッカー1面2時間11,600円、夜間照明料1時間5,300円 フットサル1面1時間5,200円、夜間照明料1時間2,000円 放送設備1回1,000円 シャワー1回100円</p> <p>開場期間 3月第3土曜日から2月末※1</p> <p>休場日 年末年始期間（12/29～1/3）、毎週月曜日 （休日の場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>(2) 利用対象施設 庭球場（令和4年4月1日から）</p> <p>面数 4面</p> <p>利用料金 1面2時間2,200円 シャワー1回100円</p> <p>開場期間 通年※2</p> <p>休場日 年末年始期間（12/29～1/3）、毎月第3月曜日 （休日の場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>(3) 利用対象施設 会議室</p> <p>室数 1室</p> <p>現行の利用料金 9～15時1時間100円、15～20時1時間400円</p> <p>開場期間 通年※3</p> <p>休室日 年末年始期間（12/29～1/3）</p>
主な公園施設	球技場（1面）、多目的運動広場（北エリア及び高架下エリア）、庭球場（4面）、ニュースポーツ広場、レストハウス、ビオトープほか
電気設備等	<p>1 高圧受変電設備（電気室）</p> <p>(1) キュービクル 4面（高圧盤 2面、低圧配電盤 2面）</p> <p>(2) 動力用変圧器 100kVA 1台</p> <p>(3) 電灯用変圧器 50kVA 1台</p>

	(4) 高圧コンデンサー	21.3Kvar	1台 (リアクトル付)
2	負荷設備		
	(1) 分電盤	2面	
	(2) 制御盤	1面	
	(3) 太陽光発電設備	1面	
	(4) 手元盤 (動力)	1面	
	(5) 夜間照明制御盤	3面 (電気室)	
	(6) 安定器収納盤	8面	
	(7) 照明操作盤	1面 (事務室)	
3	園内灯設備		
	(1) HL-B200	18基	
	(2) HL-C200	5基	
4	夜間照明設備		
	球技場 (コンクリート柱)	8基 (LED照明×2基/1基当り)	計16基 (※令和5年7月 (予定) に、メタルハライドランプをLED照明に変更)
5	放送設備		
	(1) 放送設備ラック (モニター、ミキサー、オーディオミキサー、パワーアンプ、電源装置、プログラム装置他)		
	(2) レピーター盤	1面 (ワイヤレスチューナー)	
	(3) スピーカー	9台	
6	空調設備		
	(1) 管理棟	1F事務室 (壁掛型 1台、会議室 床置型 2台) レストルーム (床置型 1台、休憩室 壁掛型 1台)	
7	節水装置 (ハイタンク 6台、ロータンク 1台、小便器 3台、大便器 7台、手洗器 2台、洗面器 15台、オストメイト 1台)		
8	太陽光発電設備 (ソーラーパネル (屋上設置)	3kw	
9	時計設備	ソーラー時計 3基	

※1

球技場	4月1日～11月30日 (月曜日を除く)	9:00～21:00
	1月4日～3月31日、12月1日～12月28日 (月曜日を除く)	9:00～17:00

※2

庭球場	5月16日～8月15日 (5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日を除く)	9:00～19:00
	5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～19:00
	1月4日～5月15日、8月16日～12月28日 (第1・第5月曜日を除く)	9:00～17:00
	1月4日～5月15日、8月16日～12月28日の第1・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～17:00

※3

会議室	4月1日～11月30日	9:00～20:00
	球技場休業日及び1月4日～3月31日、12月1日～12月28日	9:00～17:00

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点検	高圧受電設備	電気室及びキュービクル	定期点検	年1回（法定点検）
			巡視点検	月1回（法定点検）
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	年1回（法定点検） 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	夜間照明設備	球技場	定期点検	年1回 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	放送設備	屋外スピーカー	点検清掃	年1回 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検	年1回 外観点検・動作確認等
	空調設備	管理棟	点検清掃	年4回（法定点検） 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	消防設備	消火器等	機器点検	年2回（法定点検）
	避雷針		定期点検	年1回
節水装置設備	トイレ	点検清掃	359日／年	
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
	夜間照明設備	球技場	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 多目的運動広場（北エリア）について

原則として、利用可能種目は少年サッカー、少年ラグビー、タグラグビー、少年軟式野球練習のみ（以上4種目は小学生まで）、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ソフトボール練習のみ、ラクロス練習のみ、アルティメット練習のみとなっています。指定管理者が維持管理を実施し、利用受付業務も担う行為許可施設です。（利用料金制を導入しておりません）管理運営についての詳細は北部公園緑地事務所が指定候補者に開示します。

(2) ベース・ウォールについて

多目的運動広場（北エリア）には、プロ野球発足80周年記念事業「NPB未来の侍プロジェクト

ト」により、日本野球機構から横浜市に寄贈されたベース・ウォールが設置されています。硬球の使用は不可であり、その利用ルールの普及や維持管理も含め、指定管理者が管理運営を実施してください。

(3) 多目的運動広場（高架下エリア）について

原則として、利用可能種目は、フットサル、ゲートボール、グラウンドゴルフ。

練習のみ可能なものとしては、少年サッカー、少年ラグビー、タグラグビー、少年軟式野球（以上4種目は小学生まで）、ソフトボール、ラクロス、アルティメット、ソフトボール、ラクロス、となっています。

指定管理者が維持管理を実施し、利用受付業務も担う行為許可施設です（利用料金制を導入しておりません）。管理運営についての詳細は北部公園緑地事務所が指定候補者に開示します。

(4) 路上駐車について

駐車場周辺に路上駐車が散見されている状況にあり、指定管理者は警察、土木事務所等関係機関と協力して解消をするようお願いいたします。

(5) 多目的運動広場へのアクセスについて

園地から多目的運動広場（北エリア及び高架下エリア）へ移動する際、横断歩道を使用せずに道路を横断する利用者が散見されます。交通量も多く危険な行為のため、指定管理者は利用者の安全を最優先に考え、交通ルールの遵守を徹底してください。

(6) 高架下エリアの公園施設の維持管理

高架下エリアの門扉の開錠・施錠（庭球場の利用時間に併せて実施）、園内の柵や園路、庭球場及び多目的運動広場に関する維持・修繕等を行ってください。各門扉の鍵は適切に管理してください。

なお、公園に設置した柵等を乗り越えるなど公園部分から遊水池部分（横浜市道路局管理）への立ち入りを禁止する措置を講じ、公園部分から遊水池部分へ侵入した者が、負傷等をした際の応急措置又は救急要請などの初期対応を行ってください。公園利用者の所持品が遊水池に入ってしまった際には、回収して利用者に渡すなどの対応を行ってください。

また、遊水池部分の点検等のために、関係者が公園部分に立ち入ることがありますので、その際には協力してください。

(7) 高架下エリアの大雨警報等発令時の対応等

高架下エリアは遊水池であることから、大雨警報等発令時、公園への立入りが危険と判断される場合には第三者の立入りをさせないよう措置してください。滞水時には、遊水池部分の管理者である横浜市道路局と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとします。

大雨警報の解除後、滞水により堆積した泥、塵芥等がある場合、処理をしてください。公園の使用に支障がないと判断したのちに、門扉を開錠してください。

また、危険防止のため、注意看板の設置等必要な防止策を講じてください。

(8) 公園使用料の徴収及び収納

ア 公園使用料のうち、多目的運動広場（北エリア及び高架下エリア）での行為許可及び一時的な占有許可に係る取次ぎ、使用料の徴収業務を行ってください。

イ 徴収業務を行う許認可の事務の取扱いについては、別に定める要領のとおりとします。

ウ 徴収した使用料は保管・整理し、所定の納付書で速やかに横浜市へ納入してください。

また、徴収した使用料は、1か月間ごとに集計し、北部公園緑地事務所へ報告してください。

(9) 電気・機械設備の点検・修理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。

なお、巡視点検の結果については、点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。

(10) 設備消耗品

ア 公園内に設置してあるゴールネットは設備の消耗費として、必要に応じて、修繕、更新を行ってください。

イ その他公園設備に付随する消耗品は、必要に応じて、修繕、更新を行ってください。

4 課題等（様式25記載事項）

(1) 球技場横にビオトープが設置されていますが、その利活用が必要となっています。公園の魅力向上のひとつとして、その利活用について応募団体の創意工夫に基づいて提案をしてください。

(2) ニュースポーツ広場の安全対策や利用ルール設定、利用者サービスの充実について、管理運営上必要となっていますが、応募団体の創意工夫に基づく取組を提案してください。

(3) 球技場は利用率が高く、利用者からも利用枠の増等の要望もあり、柔軟な管理運営が求められますが、応募団体の創意工夫に基づく利用者サービスの向上の取組を提案してください。

(4) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

(5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。